

# 乳肉衛生対策事業

## 1 乳肉衛生対策事業概況

乳肉食品は、動物性たんぱく質の供給源として日々の食生活には必須の食品であるが、変敗、腐敗しやすく、不衛生な取扱いにより細菌の二次汚染を受けやすいため、これらの食品の衛生確保対策は重要である。

また、環境中や飼育等に由来する農薬、有害物質及び抗菌性物質等の残留も懸念されている。

そのため、本県においては、乳肉食品中の有害物質等の残留実態を把握するとともに、乳肉食品関係施設の監視指導、収去検査を行い、施設の改善及び不良食品の排除、その他各種の検査を実施し、品質の向上と衛生管理に努めた。

と畜業務については、と畜場法に基づいて、県内3か所（うち広島市1か所、福山市1か所）のと畜場で処理される食肉の安全確保のため、食肉衛生検査所において、と畜検査を実施するとともに、と畜場の監視指導を実施した。

平成13年9月21日、国内で初めて牛海綿状脳症（BSE）に罹患した牛が確認されたことから、同年10月18日から全国の食肉衛生検査所等において、と畜場で処理される全ての牛についてBSEスクリーニング検査を行うなどBSE対策が実施されることになった。

これらの対策により、日本では平成14年2月以降に生まれた牛からBSEに感染した牛は確認されていない。

このように、BSEリスクが大きく低下したことから、厚生労働省は、これまでの対策内容や国際的な状況を踏まえ、BSE対策全般の見直しを行い、平成25年4月1日から検査対象を30月齢以上、同年7月1日からは検査対象を48月齢以上とした。

広島県では、平成25年4月1日から検査対象が30月齢以上と見直された以降も全頭検査を継続してきたが、同年7月1日からは48月齢以上の牛のみ検査を行うこととした。

食鳥業務については、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づいて、食鳥処理業者に対する監視指導を実施するとともに、大規模食鳥処理施設については食鳥検査員による食鳥検査を実施し、食鳥肉による危害の防止を図った。

## 2 乳肉食品の検査状況

### (1) PCB及び残留農薬検査

本県では、乳肉食品中のPCB及び農薬の残留実態を把握し、これらの食品による危害の発生を未然に防止するために、牛乳については昭和45年度から、食肉及び鶏卵については昭和47年度から検査を実施している。

#### ア 検体採取及び検査機関

検体採取：各保健所（西部，西部広島，東部，北部）

検査機関：一般財団法人広島県環境保健協会（PCB）

西部保健所，一般財団法人広島県環境保健協会（残留農薬）

#### イ 検査結果

いずれの検体からもPCB及び有機塩素系農薬は検出されなかった。

PCB及び残留農薬検査結果

（単位：ppm）

検体及び検体数	検査項目	PCB	残留農薬			
			総DDT	アルドリン及び ディルドリン	ヘプタクロ ル	-BHC
県内産食品	鶏肉（西部広島）	1	不検出			
	”（東部）	1	”			
	鶏卵（北部）	1	”			
	牛乳（西部）	1		不検出	不検出	不検出
	”（西部広島）	1		”	”	”
	”（東部）	1		”	”	”
輸入食肉	牛肉（東部）	1		不検出	不検出	不検出
	豚肉（東部）	1		”	”	”
	鶏肉（西部）	1		”	”	”
暫定的規制値（PCB） 残留基準値（農薬）		肉類 0.5 卵類 0.2	乳 0.02 牛・豚の筋肉 1 鶏の筋肉 0.3	乳 0.006 牛・豚・鶏の筋肉 0.2	牛・豚・鶏の筋肉 0.2	乳 0.01

（注） 1 （ ）内は採取保健所

#### 2 検出限界

}	PCB		0.01 ppm
	総DDT	牛乳	0.001 ppm
		肉類	0.02 ppm
	アルドリン及び ディルドリン	牛乳	0.001 ppm
		肉類	0.02 ppm
	ヘプタクロル	肉類	0.02 ppm
-BHC	牛乳	0.001 ppm	

3 政令市（広島市・呉市・福山市）を除く。

4 輸入食肉については、「輸入食品検査」の再掲。

## (2) 食肉等の抗菌性物質等検査

家畜の疾病予防，治療のために用いられる抗菌性物質等については，食肉中に残留することで耐性菌の増加，アレルギー現象，菌交代現象の発現等が懸念される。食肉等の衛生を確保するために，県内のと畜場，食鳥処理場及び養鶏場から採取した牛肉，豚肉，鶏肉及び鶏卵並びに輸入食肉中の抗菌性物質検査を実施した。

### ア 実施期間

平成27年7月～8月

### イ 調査機関

検体採取：各保健所（西部，西部広島，西部東，東部，北部）

検査機関：県立総合技術研究所保健環境センター

### ウ 検査結果

いずれの検体からも抗生物質，合成抗菌剤，駆虫剤及びホルモン剤は検出されなかった。

### 食肉等の抗菌性物質等の検査結果

(単位：件，ppm)

検体名	検体数	検査項目		結果
		区分	種類	
牛 肉	4	抗 生 物 質		不検出
	4	合成抗菌剤 駆 虫 剤 ホルモ ン 剤	チアソエニコール，スルファメジソン，スルファジミソン，スルファモメトキシ，オキシリン酸 チアベンダゾール 酢酸トレンボロン	"
鶏 肉	3	抗 生 物 質		"
	3	合成抗菌剤 駆 虫 剤	クロピドール，チアソエニコール，ピリメタミン，スルファメジソン，スルファジミソン，スルファモメトキシ，スルファメトキシ，オキサリ酸，ナイカルバジソン，トリメトプリム，オメトプリム フルベンダゾール	"
鶏 卵	2	抗 生 物 質		"
	2	合成抗菌剤 駆 虫 剤	クロピドール，チアソエニコール，ピリメタミン，スルファメジソン，スルファジミソン，スルファモメトキシ，スルファメトキシ，オキサリ酸，ナイカルバジソン，トリメトプリム，オメトプリム フルベンダゾール	"
輸入牛肉	4	合成抗菌剤 駆 虫 剤 ホルモ ン 剤	オキシリン酸 アルベンダゾール，チアベンダゾール 酢酸トレンボロン	"
輸入豚肉	4	合成抗菌剤 駆 虫 剤	スルファジミソン，オキシリン酸，トリメトプリム，オルメトプリム アルベンダゾール，チアベンダゾール，フルベンダゾール	"
輸入鶏肉	4	合成抗菌剤 駆 虫 剤	オキシリン酸，ナイカルバジソン，クロピドール，トリメトプリム，オルメトプリム フルベンダゾール	"
輸入羊肉	4	駆 虫 剤	アルベンダゾール，チアベンダゾール	"

- (注) 1. 政令市（広島市・呉市・福山市）を除く。  
2. 輸入食肉の合成抗菌剤については、「輸入食品検査」の再掲。

### 3 乳処理状況

平成27年度殺菌温度別乳処理状況

(単位：k l)

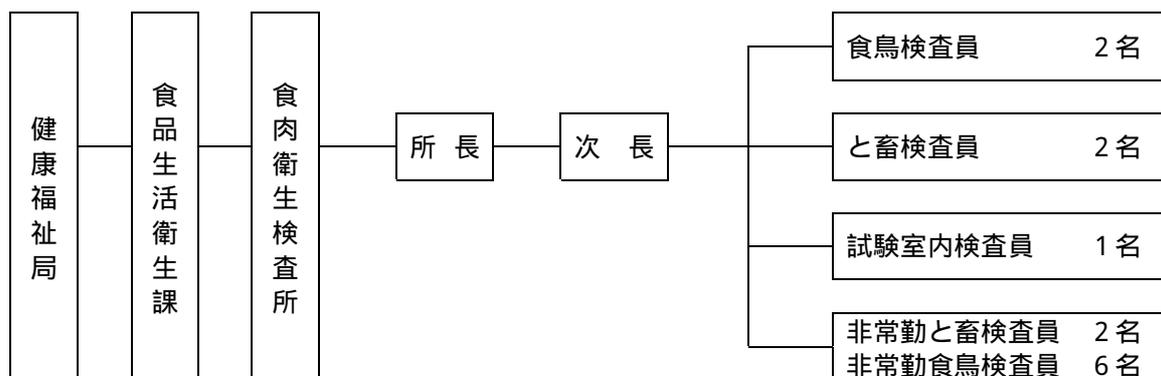
区 分	牛 乳				加 工 乳								低脂肪牛乳				その他の乳	
	63～65	75以上	瞬 間	計	乳脂肪分3%以上				乳脂肪分3%未満				63～65	75以上	瞬 間	計		
					63～65	75以上	瞬 間	計	63～65	75以上	瞬 間	計						
総 計	158.1	2,266.8	50,176.5	52,601.4							4.2	4.2				2,690.3	2,690.3	3,061.8
県立計	13.1	893.4	29,007.5	29,914.0							4.2	4.2				2,690.3	2,690.3	3,061.8
西 部			8,553.3	8,553.3														
西 部 島		640.4	9,206.1	9,846.5														
西 部 東	13.1	66.3		79.4														
東 部		186.7	11,248.1	11,434.8			1.3	1.3			4.2	4.2				2,690.3	2,690.3	3,061.8
政令市計	145.0	1,373.4	21,169.0	22,687.4														
広 島 市	145.0	1,347.0	21,169.0	22,661.0														
福 山 市		26.4		26.4														

## 4 食肉検査体制

### (1) 食肉衛生検査所の概要

#### ア 行政組織

(平成27年4月1日現在)



イ 所在地 三次市粟屋町1911-1

#### ウ 施設の概要

食肉衛生検査所

(ア) 敷地 1,270㎡

(イ) 規模

(単位:㎡)

	建築面積	構造	備考
本館	567.71	鉄筋コンクリート造	H11.9 建設
会議棟	71.68	鉄骨造	H5.3 増設
車庫	89.50	鉄骨造	H11.9 建設

### (2) と畜場の概要

(平成27年度)

と畜場名	処理頭数(1日)		稼働日数	検査機関名	と畜検査員数	備考
	大/小	小動物換算				
全国農業協同組合連合会広島県本部 三次食肉加工センター	25/-	75	165	広島県食肉衛生検査所	9人 (2人)	
広島市と畜場	160/720	1,200	245	広島市食肉衛生検査所	16人 (3人)	
福山市食肉センター	50/50	200	243	福山市食肉衛生検査所	9人 (3人)	

(注) 1 以下、と畜場名は「全国農業協同組合連合会広島県本部三次食肉加工センター」を「三次」と記載する。

2 と畜検査員数の( )内は、非常勤と畜検査員数(再掲)

3 処理頭数は、大は大動物(牛、馬等)、小は小動物(豚、めん羊、山羊等)で、換算は、小動物×3=大動物1

### (3) 食鳥処理場の概要

食鳥処理の事業の許可・監視指導（対象施設 15施設）（平成27年度末現在）

検査機関名	食鳥処理場数		合計
	大規模食鳥処理場	小規模食鳥処理場	
食肉衛生検査所	2	13	15

（注） 大規模食鳥処理場とは、年間処理羽数が30万羽を越える処理場をいう。  
小規模食鳥処理場とは、それ以外をいう。

### (4) モニタリング検査

ア 牛枝肉の腸管出血性大腸菌検査（検体数）

検査頭数	腸管出血性大腸菌	
	免疫クロマト法（O157）	PCR法
34	34	34

イ 牛枝肉等の微生物汚染実態検査（検体数）

検体	検査頭数	検査項目	
		一般細菌数	大腸菌群数
牛枝肉ふき取り	40	84	84

ウ 牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク（GFAP）残留調査（検体数）

検査頭数	頸部周囲	外側腹部
17	17	17

エ 対韓国輸出食鳥肉等における微生物モニタリング検査（検体数）

畜種	検査羽数	サルモネラ検査
鶏	72	72

オ 牛血液性状検査（検体数）

検査頭数	全血		血清（生化学）
	赤血球	白血球	
54	54	53	327

カ と畜場における微生物汚染実態検査

( 検体数 )

検体	検査項目	
	一般細菌数	簡易検査
牛枝肉ふき取り	14	0
施設設備等	0	42

キ 認定小規模食鳥処理場における微生物汚染実態検査

( 検体数 )

検体	検査項目
	一般細菌数
鶏肉	5
施設設備等	13

## 5 と畜業務状況

### (1) と畜頭数

(単位：頭)

県市別	畜種	牛	とく	馬	豚	めん羊山羊	計
	年度						
計	27	18,954	94	3	67,729	33	86,813
	26	20,657	123	7	65,022	30	85,839
	25	22,180	46	13	59,962	24	82,225
	24	21,611	29	14	62,727	19	84,400
	23	22,327	40	17	52,802	37	75,223
	22	21,667	42	17	49,178	22	70,926
	21	22,177	74	14	48,677	16	70,958
	20	23,400	61	19	49,501	15	72,996
	19	22,335	43	18	48,687	8	71,091
	18	33,697	36	23	51,552	17	73,513
県	27	675	0	0	1	0	676
	26	722	0	2	1	0	725
	25	947	0	0	1	0	948
	24	1,063	0	0	1	0	1,064
	23	1,091	0	0	1	0	1,092
	22	1,140	0	0	0	0	1,140
	21	1,202	0	0	0	0	1,202
	20	1,336	0	0	12,078	0	13,414
	19	1,403	0	0	12,432	0	13,835
	18	1,515	0	1	17,531	0	19,047
広島市	27	7,586	48	3	67,728	33	75,398
	26	9,028	18	4	65,021	30	74,101
	25	9,708	20	7	59,961	24	69,720
	24	9,774	17	8	62,726	19	72,544
	23	10,240	10	12	52,801	37	63,100
	22	9,155	11	10	49,178	22	58,376
	21	9,607	26	8	48,677	16	58,334
	20	10,755	34	12	37,422	15	48,238
	19	10,261	10	10	36,255	8	46,544
	18	9,847	14	9	34,021	17	43,908
福山市	27	10,693	46	0	0	0	10,739
	26	10,907	105	1	0	0	11,013
	25	11,525	26	6	0	0	11,557
	24	10,774	12	6	0	0	10,792
	23	10,996	30	5	0	0	11,031
	22	11,372	31	7	0	0	11,410
	21	11,368	48	6	0	0	11,422
	20	11,309	27	7	1	0	11,344
	19	10,671	33	8	0	0	10,712
	18	10,523	22	13	0	0	10,558

(注) とく：生後1年未満の牛。

H21年度から豚のと畜が廃止

(2) と畜場別と殺頭数

(単位：頭)

区分	と畜場	三 次 場 外	県立計	広島市	福山市	政令市計	合 計
役乳牛	と畜場内役肉用	643	643	4,071	5,518	9,589	10,232
	〃 乳用	32	32	3,515	5,175	8,690	8,722
	切 迫						
	政 令						
	自家用						
	計	675	675	7,586	10,693	18,279	18,954
とく	と畜場内			48	46	94	94
	切 迫						
	政 令						
	自家用						
	計			48	46	94	94
馬	と畜場内			3		3	3
	切 迫						
	政 令						
	自家用						
	計			3		3	3
豚	と畜場内			67,728		67,728	67,728
	切 迫						
	政 令		1	1			1
	自家用						
	計		1	67,728		67,728	67,729
めん羊	と畜場内			31		31	31
	切 迫						
	政 令						
	自家用						
	計			31		31	31
山羊	と畜場内			2		2	2
	切 迫						
	政 令						
	自家用						
	計			2		2	2
計	と畜場内	675	675	75,398	10,739	86,137	86,812
	切 迫						
	政 令		1	1			1
	自家用						
	計	675	1	676	75,398	10,739	86,137

(注) 場外と殺の豚1頭は政令第4条第2号によるもの。

(3) 食肉衛生検査所精密検査実施状況

(単位：頭、件)

101

検査区分	検査内容 検査頭数	細菌検査			血清反応	血液検査	病理検査	理化学検査	寄生虫学 検査	動物試験	精密検査 延件数
		直接鏡検	一般培養	同定							
細菌病	炭そ										
	豚丹毒										
	サルモネラ症										
	結核病										
	ブルセラ病										
	破傷風										
	放線菌症										
	抗酸菌症										
	膿毒症										
	敗血症										
その他											
原虫病	トキソプラズマ										
	ピロプラズマ病										
	その他										
寄生虫病	のう虫病										
	ジストマ病										
	その他										
その他の 疾病	尿毒症										
	黄疸										
	水腫										
	腫瘍										
	中毒諸症										
その他	78		23	10		54	16			103	
その他(抗菌性物質)	1		1							1	
計	79		24	10		54	16			104	

(注) 広島市、福山市を除く。

(4) と畜場内と殺状況

(単位：頭，kg)

	牛						とく			馬			豚			めん羊			山羊		
	役肉用種			乳用種			頭数	体重	枝肉量	頭数	体重	枝肉量	頭数	体重	枝肉量	頭数	体重	枝肉量	頭数	体重	枝肉量
	頭数	体重	枝肉量	頭数	体重	枝肉量															
合計	10,232	6,595,091	3,910,207	8,722	5,805,182	3,445,258	94	10,182	5,143	3	1,500	900	67,728	6,230,608	4,231,615	31	2,790	1,560	2	100	50
三次	643	443,455	294,254	32	27,722	15,557															
広島市	4,071	2,245,536	1,429,013	3,515	2,132,560	1,242,761	48	2,832	1,468	3	1,500	900	67,728	6,230,608	4,231,615	31	2,790	1,560	2	100	50
福山市	5,518	3,906,100	2,186,940	5,175	3,644,900	2,186,940	46	7,350	3,675												



## 6 食鳥業務状況

### (1) 食鳥処理羽数

平成27年度の食鳥処理羽数は、次表のとおりである。

(単位：羽，%)

区分	処理施設	処理羽数
合計	22	3,677,400
県立計	15	3,630,411
広島県	大規模処理施設 2	3,610,181
	小規模処理施設 13	20,230
政令市計	7	46,989
広島市	小規模処理施設 2	9,420
呉市	小規模処理施設 1	7,856
福山市	小規模処理施設 4	29,713

### (2) 食鳥検査日数

(単位：日)

大規模処理施設	検査日数
A	257
B	247

(3) 検査区分別試験室内検査実施状況

(単位：件，羽)

検査区分	検査内容 検査羽数	細菌検査									検査延件数	陽性羽数	措置			備考	
		直接鏡検	一般培養	同定	血清反応	血液検査	病理検査	理化学検査	寄生虫学検査	動物試験			禁止	全部廃棄	一部廃棄		
ク ラ イ ミ ス ア	鶏痘																
	伝染性気管支炎																
	伝染性喉頭気管炎																
	ニューカッスル病																
	鶏白血病																
	封入体肝炎 マレック病 その他																
細菌病	大腸菌症	1	3					1			4			1			
	伝染性コリーザ																
	サルモネラ症																
	ブドウ球菌症 その他																
その他の疾病	毒血症																
	膿毒症																
	敗血症																
	真菌症																
	原虫病																
	寄生虫病																
	変性																
	尿酸塩沈着症																
	水腫																
	腹水症																
	出血																
	炎症	17	16	11				5			32			6	9		
	萎縮																
	腫瘍																
	臓器の異常な形等																
	異常体温																
	黄疸																
外傷																	
中毒諸症																	
削痺及び発育不良																	
放血不良																	
湯漬過度																	
その他	10	9	9				1			19							
計	28	28	20				7			55			7	9			

(注) 広島市，福山市を除く。

